

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は「永続する企業グループとして成長し続け、社会に貢献し続ける」を経営理念に掲げています。経営理念実現に向け、事業の持続的な成長による付加価値の最大化を図り、社会への貢献の総量を増加し続けております。

当社が掲げる経営理念の実現には、事業の成長と貢献だけではなく、担い手となる従業員の成長と貢献が不可欠です。そのため、事業の持続的な成長と貢献によって生み出される収益を、社会情勢や自社の状況を踏まえ、適切な評価に基づき、賃金の引上げへと還元するとともに、生み出される新たな成長機会の提供や教育訓練等による能力開発の支援などの人材投資にも積極的に取り組んでいきます。こうした取り組みにより従業員の成長を促すことでの生産性向上、事業の更なる成長と貢献を実現し、人材への再投資へと繋げていきます。このように会社と従業員の成長と貢献を循環し続けることで、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて社会情勢や会社業績等を踏まえた適切な人事評価に基づき実施し、適宜、職種別に定める人事評価制度の見直しの検討に取り組むとともに、教育訓練等について従業員が自ら学べる環境支援として、必要な外部研修の受講、書籍購入、資格取得に関する各種支援制度の促進に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/2808-19-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/2808-19-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年2月17日

株式会社エス・エム・エス

法人名

代表取締役社長 後藤夏樹

役職・氏名(代表権を有する者)